

7 社会資本整備の推進 (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-2 地域の基幹産業のグローバル化に対応する福山港の機能強化 国際バルク戦略港湾福山港における効率的な輸送の早期実現

- 箕島地区を利用する福山港背後の鉄鋼業や造船業は、海外需要の増加に対応するため、遠方地への輸出も強化しており、鋼材や造船関連資材の輸出も増加が見込まれているが、現時点においても、大型船対応の岸壁が不足しているため、喫水調整を行うなど非効率な輸送を強いられている。
- 箕沖地区は、寄港するコンテナ船の大型化により、岸壁の必要延長が不足していた。
- このような状況のなか、効率的な輸送や船舶の大型化に対応するため、平成30年度に新規事業化された箕島・箕沖地区へ頭再編改良事業(岸壁、航路・泊地)について、箕沖地区は令和3年度に完成しており、引き続き箕島地区の早期完成が求められている。



地域の基幹産業のグローバル化等への対応が必要

輸出貨物の増加(箕島地区)



7 社会資本整備の推進 (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-3 地域の基幹産業の競争力強化に資する尾道糸崎港の航路・泊地整備

- 機織地区は30,000DWT級の木材運搬船が入港しているが、泊地(整備中)の水深が不足しているため、積荷を軽減するなど非効率な輸送を余儀なくされている。



木材運搬船の大型化への対応が必要(非効率な輸送形態の解消)



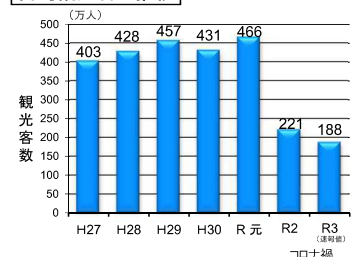
2-4 観光・交流の拠点となる福山港・巖島港の港湾機能の強化

- 福山港、原北地区は、山側トンネルを含むバイパス整備事業と併せて、交通・交流拠点整備を図るため、令和2年12月に港湾計画の変更を行い、令和3年度より工事着手した。「みなとオアシス潮待ちの港 鞆の浦」の拠点と一体化した新たな港湾振興、観光振興を図る。
- 宮島口地区の新ターミナルと浮桟橋は、令和2年2月に供用開始した。今後は、ターミナルへ円滑に誘導するアクセス道路等の整備が求められている。



観光客の利便性向上への対応が必要

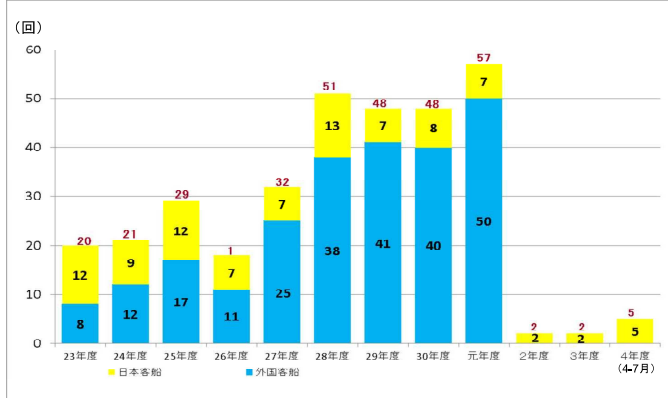
宮島観光客の推移



課題

3 外国船によるクルーズ再開に向けた体制等の整備

クルーズ船寄港回数の推移



- ・ コロナ禍で疲弊した地域観光・地域経済の回復
- ・ R5. 5の広島サミットにおける「広島」の魅力発信を通じた訪日観光の推進のためにも、外国船クルーズの早期再開が求められている。

外国船のクルーズ再開に向けた環境整備



新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置に合わせ、外国船によるクルーズの早期再開に向けた諸規定やガイドライン、運用ルール等の整理

感染症の確実な防止

クルーズ産業の活性化

地域経済の活性化

7 社会資本整備の推進

(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

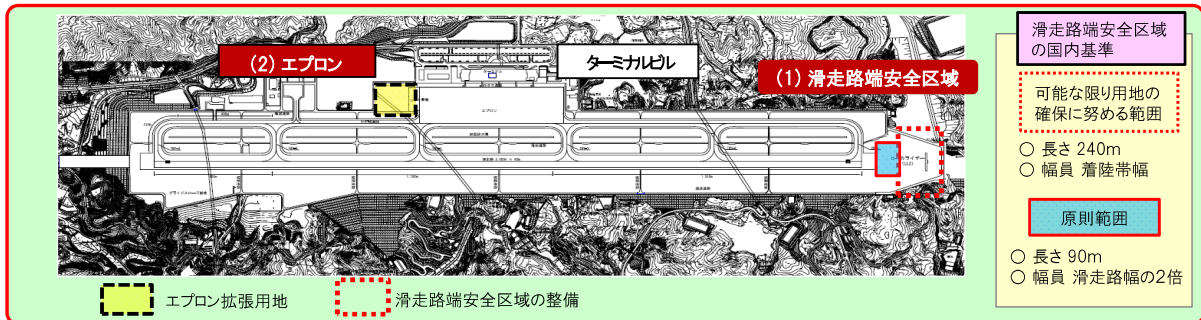
国への提案事項

1 訪日誘客支援空港制度の令和5年度以降の継続

地方空港における国際線の復便・新規就航等を推進する「訪日誘客支援空港制度」について令和5年度以降も継続すること。

2 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

- (1) 滑走路端安全区域の確保については、国において整備に向けた準備が進められており、空港運営への影響が最小限となるよう配慮しつつ、早期に整備すること。
- (2) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするため、エプロンが拡張されるよう、特段の配慮をすること。



【提案先省庁：国土交通省】

7 社会資本の整備

(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

現状/広島県の取組

【訪日誘客支援空港制度】

- 広島空港は、H29.7に「訪日誘客支援空港」に認定され、この制度を活用し、路線の就航時に国と連携して航空会社に支援を行うことで、H29.10のシンガポール線、R元.12のバンコク線就航が実現した。

【滑走路端安全区域の確保】

- 広島空港は、①社会的な影響度が高く②着陸回数が多い空港であり、優先的に整備を進める空港と位置づけられている。
- 滑走路西側で国内基準の範囲が確保されておらず、国は滑走路全体を東側に移設させる方針である。

課題

【訪日誘客支援空港制度】

- 訪日客の受入れ再開後においては、ただちに需要の回復が見込めないため、地方空港における国際線の復便や新規就航等には、当該制度が航空会社の復便等の後押しとなるが、制度の令和5年度以降の継続が明確となっていない。

【滑走路端安全区域の確保】

- 整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める必要がある。

【エプロンの拡張】

- コロナの回復状況を踏まえながら、東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、エプロンの拡張が必要である。

7 社会資本整備の推進

(8) 持続可能な水道システムの構築

国への提案事項

1 水道広域連携に係る財政措置

- 水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である広域連携を推進するため、
 - ・ 経営統合による施設の再編整備等に対する財政措置の要件緩和
 - ・ 経営統合後に早期に統合効果を発揮し、経営を安定化させるための財政措置の拡充
 - ・ 料金格差の縮小に向けた財政措置などの仕組づくり など
- 一層の財政措置を講じること。

2 工業用水道事業の経営基盤の強化

(1) 工業用水道事業の経営基盤を強化するための料金算定方法の緩和

- 自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、物価高騰など、工業用水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、災害や企業撤退といった突発的な環境変化に対応するための引当金の設定を認めるなど、実情を踏まえた料金算定を可能とすること。

(2) DX推進の環境づくりのための財政措置

- 業務の一層の効率化や県民サービスの維持・向上が求められる中で、工業用水道事業に係るDXを推進するため、実証実験やシステム導入に係る財政措置を講じること。

【提案先省庁:総務省, 厚生労働省, 経済産業省】

7 社会資本整備の推進

(8) 持続可能な水道システムの構築

1 水道広域連携に係る財政措置

現状／施策の背景・経緯

- 水道事業は、人口減少等に伴う給水収益の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、経営環境の急速な悪化が見込まれることから、県内水道事業の経営基盤の強化を図り、持続性を確保するため、令和2年6月に「広島県水道広域連携推進方針」(水道広域化推進プラン)を策定し、広域連携を推進することとした。
- 推進方針においては、県内水道事業の経営組織を一元化する統合(経営統合)を適当としたことから、県では、統合に賛同が得られた14市町と、現在、令和4年11月の水道企業団の設立、令和5年度からの事業開始に向け、準備を進めている。また、事情により統合への参画が困難な7市町については、研修の共同実施など統合以外の連携を進めている。
- なお、令和元年10月に施行された改正水道法では、都道府県には、水道の基盤強化を図るため水道事業の広域連携の推進役としての責務が規定されている。

令和4年度当初予算等の状況

- ◆ 強靱・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)
387億円(前年度比98%)

課題

- 経営統合による施設の再編整備等に対しては、多額な費用を要することから、現在、インセンティブとして交付金や交付税などの財政措置が講じられている。しかしながら、地形や水源から近いなどの自然条件により、施設整備費が比較的安価な水道事業等(資本単価90円/m³未満の水道事業、70円/m³未満の水道用水供給事業)において、交付金(広域化事業)が交付対象外となるなど、インセンティブが十分に及んでいないため、資本単価要件の引下げによる交付要件の緩和が必要である。
- 経営統合後、早期に統合効果を発揮し、経営を安定化させるためには、交付金の交付率や交付税の措置率の嵩上げ、公的資金の繰上償還に係る補償金の免除など、インセンティブとしての財政措置を拡充する必要がある。
- 水道料金は、水源との位置関係や人口密度、地理的要因などにより、県内の市町間で最大3.3倍の格差があり、今後、県内水道事業の一元化を実現するためには、料金格差の縮小に向けた、財政措置などの仕組が必要である。

【上記の課題解決に必要な財政措置】

区分	課題解決に必要な財政措置
経営統合を要件とした施設の再編整備等	・ 交付金(広域化事業)の資本単価要件の引下げによる交付要件の緩和 ・ 交付金の交付率の嵩上げ ・ 交付税の措置率の嵩上げ ・ 公的資金の繰上償還に係る補償金の免除(新規) ・ 公営企業借換債の発行の承認(新規)
料金格差の縮小に向けた財政措置	・ 交付税措置における高料金対策経費の制度拡充 ・ 交付金による料金平準化支援策の創設(新規)

2 工業用水道事業の経営基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

- (1) 工業用水道事業の経営基盤を強化するための料金算定方法の緩和
- 工業用水道事業は独立採算性を原則としているが、料金設定は、制度で認められた費用以外は算入できず、事業者の自由度がないため、自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、資材価格高騰などの突発的な環境変化や将来の費用増大リスクを見込んだ料金改定ができない。
- 【料金算定の根拠法令・要領】
- 工業用水道事業法
 - 工業用水道料金算定要領
- (2) DX推進の環境づくりのための財政措置
- 工業用水道事業は、浄水場の運転監視、管路の保全管理及び水道メーターの検針など、多くの業務で人に依存していることから、事業を安定して継続していくためには、業務の一層の効率化・省力化が必要である。
 - こうした課題に対処するためには、DXを推進することが有効であることから、広島県では、令和3年1月に、工業用水道を含めた上下水道分野におけるDXの取組方針を取りまとめ、具体化に向け、取組を進めている。

課題

- (1) 工業用水道事業の経営基盤を強化するための料金算定方法の緩和
- 工業用水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、突発的な環境変化に対応するための引当金を料金に算入できるようにするなど、実情に応じた料金設定ができるように、料金算定方法の見直しが必要である。
- (2) DX推進の環境づくりのための財政措置
- DXの推進に当たっては、実証実験やシステム導入に一定の財源を要することから、推進しやすい環境づくりのための財政措置が必要である。

【現状】

区分	工業用水道事業	(参考)水道事業
制度	なし	水道事業におけるIoT活用推進モデル事業
目的	—	IoTによる先端技術を用いた設備の導入及び水道施設の整備支援
対象者	—	先端技術を導入する水道事業者
補助率	—	1/3

7 社会資本整備の推進

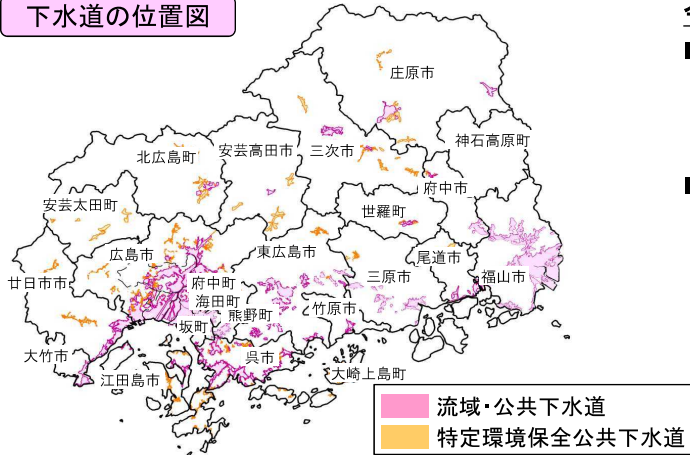
(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

国への提案事項

下水道施設（汚水・雨水）に係る財政措置の継続・拡充

- 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、下水道の汚水処理施設に係る財政措置を確実に継続すること。
- 近年の多発する自然災害を踏まえ、下水道施設（雨水）による浸水対策を着実に推進するための地方負担に対する交付税措置割合の引き上げなど、財政措置を拡充すること。

下水道の位置図



令和5年度事業実施予定箇所

■流域下水道

- 芦田川流域下水道 処理場改築, 耐震化
- 太田川流域下水道 処理場改築, 耐震化
- 沼田川流域下水道 処理場改築, 耐震化

■公共下水道

- (汚水)
- 未普及対策 東広島市東広島処理区 ほか19処理区
 - 老朽化対策 呉市広処理区 ほか27処理区
- (雨水)
- 浸水対策 福山市蔵王排水区 ほか31排水区
 - 老朽化対策 府中町府中排水区 ほか11排水区

【提案先省庁:総務省, 財務省, 国土交通省】

提案の背景

- 下水道の新設(未普及対策)については、国から令和8年度末までの概成が要請されており、県内市町においては、汚水処理整備に関するアクションプランを策定するなどにより、下水道施設整備を推進している。
- また、令和3年度から、交付対象範囲が雨水管の新設及び改築更新において拡充された一方で、汚水管の改築更新については縮小されており、今後も段階的に縮小されることを危惧している。
- このため、下水道施設(汚水)のストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新が困難になることが懸念される。
- 一方、近年の度重なる集中豪雨により内水氾濫が生じ、県内各地で浸水被害が多発しており、令和3年11月には「流域治水関連法」が施行され、ハード・ソフトによる浸水対策の強化が盛り込まれるなど、下水道施設(雨水)による浸水対策が急務となっている。

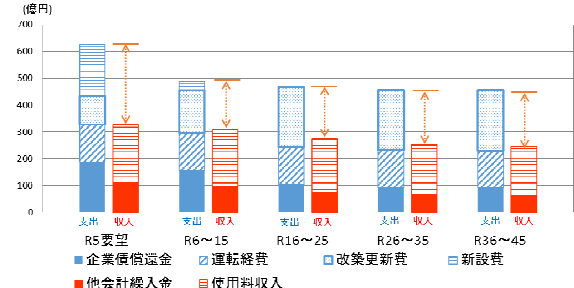
7 社会資本整備の推進

(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

課題

- 10年後からは、改築更新費が増加する一方で使用料収入は減少する見込みであり、改築費用をすべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

◀公共下水道(広島市を除く)と流域下水道の支出と収入の見通し▶



注1)平成29年度決算統計をベースに「アセットマネジメント簡易支援ツール(厚生労働省)」によって広島県が独自推計したもの
 注2)使用料金単価は据え置き
 注3)改築更新費及び新設費には雨水対策費用を含む
 注4)減価償却費及び長期前受金戻入を除く

- 頻発する浸水被害の軽減に向けて、浸水対策を集中的に行う必要があるが、財政力の低い自治体では対応が困難。



(平成30年7月 福山市蔵王排水区)



(令和3年7月 竹原市本川排水区)

7 社会資本整備の推進

(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

下水道事業の現状

汚水処理の普及状況（令和3年度末時点）

	広島県	全国平均	全国順位	備考
汚水処理人口普及率	89.8%	92.6%	21位	汚水処理人口(下水道, 集落排水, 浄化槽等)／総人口
下水道処理人口普及率	76.8%	80.6%	20位	下水道整備人口／総人口

※ 広島県の普及率は広島市分を含む

下水道施設の老朽化の状況（令和3年度末時点）

≪流域下水道≫

○膨大なストックを形成

- ・下水処理場は3箇所(約6,600設備)
- ・管路延長は約110km

流域名	処理場施設 設備数	管路施設 延長(km)
太田川流域下水道	3,269	28.4
芦田川流域下水道	2,540	39.6
沼田川流域下水道	764	43.2
合計	6,573	111.2

○特に処理場機械・電気設備の老朽化が進行

- ・約半数の設備が法定耐用年数を超過

流域名	供用(処理)開始	耐用年数超過 施設数
太田川流域下水道	昭和63年10月	1,696(約5割が超過)
芦田川流域下水道	昭和59年10月	1,224(約5割が超過)
沼田川流域下水道	平成8年3月	624(約8割が超過)

≪公共下水道(広島市を除く)≫

○膨大なストックを形成

- ・下水処理場57箇所, 管路延長は約6,200km

	施設数
処理場数	57箇所
ポンプ場数※	120箇所
管路延長※	6,186km

※浸水対策施設を含む

○処理場内の設備の老朽化

- ・9割以上の処理場が供用開始から15年を超過

経過年数	処理場数
50年以上	2箇所
30～50年	9箇所
15～30年	42箇所
15年未満	4箇所
合計	57箇所

(機械・電気設備の多くの法定耐用年数は15～20年)

7 社会資本整備の推進

(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

参考(下水道施設の補助制度)

下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

区分	施設	国庫補助率	根拠規定	
公共下水道 (汚水・雨水)	管渠等	1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第1号	
	終末処理場	処理施設		5.5/10
		用地等		1/2
流域下水道	管渠等	1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第2号	
	終末処理場	処理施設		2/3(※)
		用地等		1/2
都市下水路	市街地における下水排除施設	4/10	下水道法施行令第24条の2 第1項第4号	

※流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)」より抜粋)

社会資本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

種別	交付対象事業	国費率(交付要綱附属第三編)
社会資本整備総合交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道, 流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)	下水道法施行令第24条の2に規定する補助率
防災・安全交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道, 流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)	(上表と同じ)

8 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

国への提案事項

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。
 - ※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など | ⑨ 白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。 |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など | ⑩ 呼吸器機能障害を伴う疾病
肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など | ⑪ 運動器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | ⑫ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など |

【提案先省庁：厚生労働省】

8 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

現状

- 令和3年12月に国から示された「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付に係る審査指針の骨子案では、「黒い雨に遭った者」の考え方として、「遭ったことが否定できない場合を含む」とされ、また、疾病要件は残ったものの、「白内障の手術歴がある者は白内障にかかっているものとみなす」とされた。
- 本県では、事実上、多くの「黒い雨」体験者の救済につながることで、また、「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に制度運用を開始する必要があることから、国の骨子案を受け入れた。
- 令和4年4月から運用が開始された事務処理基準により手帳の認定事務を進めているところであるが、「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外す必要がある。

課題

- 「黒い雨」に遭ったにもかかわらず、「11種類の障害を伴う疾病」に罹患しておらず、また白内障の手術歴もない人には、被爆者健康手帳交付ができない。
- 特に、疾病要件の審査に当たっては、健康管理手当の支給に係る審査と同じ基準で審査することとされており、継続して一定の治療を受けていることなどが必要であることから、指定の疾病に罹患しているとして手帳交付申請をしても、認定されないケースが生じている。
- 高齢化が進む「黒い雨」体験者への手帳交付を急ぐ必要がある中で、疾病要件の確認のため、審査に時間を要することとなる。また、高齢の申請者に、診断書の提出を求めることは、負担になっている。

9 核兵器廃絶に向けた取組の強化

国への提案事項

1 非核三原則の堅持

- 我が国の国是である「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を、政府として堅持すること。

2 被爆国としての積極的なリーダーシップの発揮

- 核兵器禁止条約(TPNW)に早期に署名・批准すること。少なくとも、次期締約国会議にはオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた国際的な機運を向上させること。
- 核兵器不拡散条約(NPT)体制の維持・強化に向けて、唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との橋渡しを行い、第11回NPT運用検討会議第1回準備委員会等に積極的に貢献すること。
- 国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう、本県では国際社会の賛同を得るための働きかけを行っているが、政府としても、こうした動きに積極的に関与すること。

3 政治指導者等の広島訪問と国際会議の広島開催

- G7広島サミットの開催は、関係国の首脳が被爆の実相に触れ、核兵器の非人道性について深く認識し、核兵器廃絶に向けた信念を共有してもらう絶好の機会であることから、G7関係国の首脳による広島平和記念資料館の視察や被爆者との対話等の機会を設けること。
- さらに、G7広島サミットを契機として、世界各国の政治指導者にも、被爆地への訪問の働きかけを強化すること。
- 日本政府が新たに国連に創設する「ユース非核リーダー基金」を活用した事業では、海外の若者の広島訪問を促し、本県の人材育成事業等と連携すること。
- 広島から世界に向けて平和を発信するため、「国際賢人会議」をはじめとする国際会議を積極的に広島で開催すること。

【提案先省庁：外務省】

9 核兵器廃絶に向けた取組の強化

広島県の取組

- 「国際平和拠点ひろしま構想」に基づき、核兵器廃絶のメッセージの継続的発信、復興・平和構築のための人材育成等を実施。
- 令和4年度から3か年の推進計画を策定し、①核兵器廃絶に向けた新たな政策づくりと多国間枠組みの形成、②平和の取組への賛同者の拡大と世界への働きかけ、③広島が有する経験や資源を生かした復興・平和構築、④持続可能な平和推進メカニズムの構築、の4分野に注力。
- また、被爆から75年となる2020年より、核兵器廃絶のための世界的行動を呼びかける「ひろしまイニシアティブ」の策定に着手し、2021年に骨子を発表。推進組織「へいわ創造機構ひろしま」を設立し、取組を進めている。
- 広島市や経済界等と連携してG7サミットを誘致し、令和5年5月に広島で開催することが決定した。

課題

- ロシアが、ウクライナへ侵略する中で、繰り返し核兵器による威嚇を行ったことにより、いくつかの国において、自国の安全保障に対する不安の高まりを受けて、核共有の必要性が議論されている。
- 核兵器禁止条約(TPNW)をめぐる、核兵器国と非核兵器国の分断が続いている状況に加え、8月に開催された第10回核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議では、核兵器国間の対立も明らかになり、最終文書が合意に至らないなど、核兵器廃絶に向けた情勢は非常に厳しくなっている。
- 政治指導者等に核兵器の使用がもたらす人道的影響について理解を深めてもらう必要がある。

